



環 保 第 3 8 5 号
平成28年6月8日

一般社団法人沖縄県建築士事務所協会
会長 仲元 典允 殿

沖縄県環境部環境保全課長



「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」
の結果に基づく勧告について

標記について、平成28年5月23日付け環水大大発第1605231号 環境省水・大気環境局
大気環境課長から別添のとおり通知（以下「環境省通知」という。）があります。

つきましては、下記事項について御対応をお願いいたします。

あわせて、貴下組合員等へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1 事前調査の適正な実施の確保

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工
事」という。）を行う場合、各事業者におかれましては、「建築物の解体等に係る石
綿飛散防止対策マニュアル（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課。以下
「飛散防止対策マニュアル」という。）」に示された留意点を踏まえ、事前調査を適
切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 詳細は、環境省通知「1 事前調査の適正な実施の確保」参照

2 事前調査結果等の適切な掲示の確保

各事業者におかれましては、次の掲示の実施に遺漏なきようお願いいたします。

(1) 全ての解体等工事について、当該工事の期間中、解体等工事現場において掲示
板により事前調査結果等を掲示すること。

(2) 特定粉じん排出等作業を行う工事について、(1)に加え、作業期間中、作業の期
間や方法等を記載した掲示を行うこと。

※ 詳細は、環境省通知「3 事前調査結果等の適切な掲示の確保」参照

3 石綿含有成形板等の非飛散アスベストにおける取扱いの徹底について

沖縄県では平成28年4月1日から石綿含有成形板等のいわゆる非飛散アスベストが
届出の対象となりました。

各団体におかれましては、飛散防止対策マニュアルにおける建材の把握方法や除去
作業に関する事項を踏まえて、適切に実施していただきますようお願いいたします。

担当 国吉

TEL：098-866-2236/FAX：098-866-2240

代表メール：aa038008@pref.okinawa.lg.jp

